

## 令和元年度 対馬市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月25日(水) 午前10時00分から午前10時30分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員 (12人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 福島とよか
4番 畑島孝吉	5番 小宮一人司	6番 小宮貞司
7番 黒瀬勝弘	8番 岡村高史	10番 阿比留なみ恵
11番 波田裕一郎	13番 早田茂	14番 初村重政

・農地利用最適化推進委員 (0人)

4. 欠席委員 (2人)

9番 太田深雪 12番 松村英二

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第20号 非農地証明書交付願について

議案第21号 対馬市農業振興地域整備計画変更(案)に伴う

意見について(農用地区域の除外)

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

庄司智文

農業委員会事務局局長補佐

永留潤也

農林水産部農林・しいたけ課参事兼課長補佐

志賀慶二

中対馬振興部地域振興課副参事兼係長

梅野友和

上対馬振興部地域振興課参事兼課長補佐

國分茂徳(欠席)

## 7. 会議の概要

### 議 長

皆様、おはようございます。

本日は、総会のご案内を致しましたところ、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

本日の総会は、8回目の農業委員会総会となります。皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

それでは総会に入ります。座って議事を進めさせていただきます。

報告します。太田深雪委員、松村英二委員から欠席の届出がっております。

ただ今から、令和元年度、対馬市農業委員会第8回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は12名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします事を報告します。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、2番の桐谷善明委員、13番の早田 茂委員にお願い致します。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第20号「非農地証明書交付願いについて」を議題と致します。今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

### 事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き下さい。議案第20号、「非農地証明書交付願いについて」でございます。

番号1の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、〇〇町〇〇〇〇番〇〇の畑1筆、面積は13平米でございます。位置図、写真等を2ページから5ページに添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

### 議 長

事務局の説明が終わりました。番号1につきまして地元委員の補足説明をお願いします。

(11番 委員挙手)

## 11番 波田裕一郎委員

地元委員の補足説明を行わせていただきます。12月19日に申請者の〇〇さんと〇〇部〇〇さんと私で現地を確認致しました。議案書の4ページ。4ページを見ていただければ分かりますように、長年、耕作放棄地状態だったことから山林化し現在に至った状況であります。この周辺地域は保安林であり、今後、保安林になっていくものと考えます。〇〇氏は〇〇のお生まれで幼少期を〇〇で過ごし、地元の人達から、当該地の上にですね作業道が、写真にも写っておりますが、この道を80メートル徒歩で上がりますと、そこに恵比寿様がありまして、そこに祭典とか掃除のたびに登らなくてはいけないので、この土地の豊一豊分ですけど移設してもらえんかという話がありまして、地元愛に深い〇〇氏は喜んで承知したそうです。あの、豊一豊分ですから影響はございませんで、それで今回の申請に思いきって至ったようであります。何らですね問題ない案件だと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

## 議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第20号の番号1につきまして、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号1は原案のとおり交付することに決定いたします。

次に、議案第21号「対馬市農業振興地域整備計画変更(案)に伴う意見について(農用地区域の除外)」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の6ページをお開き下さい。議案第21号、「対馬市農業振興地域整備計画変更(案)に伴う意見について(農用地区域の除外)」でございます。

提案理由は、対馬市農業振興地域整備計画変更(農用地区域の除外)につきまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則、第3条の2第2項の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため提案するものであります。

番号1の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同町同地区の畑3筆、面積6,520平米、田11筆、面積9,717平米、合計14筆面積は16,237平米でございます。申請人の〇〇さんは、昭和39年頃から当地区で55年間農業に従事され、現在に至っております。昭和56年頃からは、椎茸栽培を始められ、水稻、椎茸で経営を計られ、平成25年頃からは大豆、飼料用作物等の作付けを行われていました。今年は、台風による豪雨で冠水し土砂や流木が堆積する等、水害の影響により大豆の収穫はできない状況でした。年齢も75才をむかえられ、また、二人の子供達も後継者となることは未定で、これから先の農業の継続は困難と判断された模様でございます。このようなことで、今後は椎茸栽培を継続される生産者のために、椎茸原木として使用するクヌギを植栽し、山林として使用したいということでございます。これらの理由により、農用地区域の除外を申請されてあります。

位置図、航空写真等を7ページから9ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑・意見等ございませんでしょうか。

(5番 委員挙手)

5番 小宮一人司委員

この問題に対しては特に意義は有るわけではございませんが、予備知識として椎茸原木を掲げてありますが、特用林産物ですか、このクヌギは入っていないんですかね。例えば桐とか、桐も特用林産物の中でしょ。例えば栽培してもいいというようなことを聞いたことが有るんですが。このあれに対しては意義はございません。ただ、そういうことをどうかなということ伺いたいということです。農地にクヌギを植えても法的には違反じゃないでしょ。

議 長

(永留局長補佐挙手)

永留局長補佐

先月の議案の方で5条申請があった分ですね、同じ〇〇さんの分で、その分の県の方に先日審査会が有ったので私出てきました。やっぱり植林なので、植林でするので山林に変わる、地目が山林に変わりますので転用申請が必要だということです。県の方と農業会議と、あと県の農業委員さんの方に確認をして、その辺質問は有りました。確かに。有りましたけど転用の許可が必要ということです。

議 長

お話し中ですが協議会にします。  
総会に戻します。

質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(8番 委員挙手)

8番 岡村高史委員

棚面積が隣より大きいんですけど、湿田だとすると椎茸原木は育つんでしょうか。

議 長

(志賀補佐挙手)

## 志賀補佐

湿田というほどの湿田ではないんですね。川の隣でございまして現在も畑のような状況で大豆とか飼料作物の方を作付けされておられまして、おっしゃられる通り、近くのもう荒廃した農地でも木が生えていまして、同じ状況になると思いますのでクヌギを植えても可能だというふうに判断されているみたいです。

## 議 長

他にございませんでしょうか。

(11番 委員挙手)

### 11番 波田裕一郎委員

私も小宮さんと一緒に反対意見を申すわけではないんですけど、ただ私です、ここは思い出のある土地でちょっと質問をさせていただきます。私がUターンして対馬で百姓を始めた頃にですね、百姓になったばかりの頃に〇〇さんの所に椎茸の研修に行ったんですよ。その時に〇〇さんは、その時のことを私は手に取るようにわかっています。ここで苦勞して蕎麦や大豆を作られておりました。今、先程申されたように植林はおそらくよくクヌギは育つでしょう。私が聞きたいのは、これだけの土地を植林するとはもちろん将来のためにクヌギを植栽する立派なお気持ちだと思いますが、ちょっとお聞きしたいんですが〇〇さんは完全に水稲栽培をやめられるということですか。他に土地があります。水田は。私はここしかわかりません。完全にやめられますか。

## 議 長

(3番 委員挙手)

### 3番 福島とよか委員

3番福島でございます。いろいろと皆さんから質問をいただいているんですけども、この件について実際に私も訪問はしてないんですけど、11月末にですねたまたま山に行った時に現在添付されてます写真を〇〇さんが撮ってありました。それでちょっとそのいろいろお話を聞いたんですけど、その時点でも大豆の収穫はされてなく災害のまま放置されていました。それで本人さんから農用地の区域から外してもらいたい、そこで、そのままの状態ですと田畑を耕作放棄地にしてしまう恐れが有るということです。特に希望されていました。ほかの所に〇〇さんが水田をもってあるのは、今のこの添付されてる写真だけなんですけども、もうとても70、お二人とも70才前後ですのでとても水田には活用はできないということで、植栽では、今の時点で二人でどうかですね植えて行けるだろうと希望されていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

## 議 長

他にございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑・意見等が無いようにありますので賛否を問います。

議案第21号につきまして、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を

お願い致します。賛成多数でございます。本案件は原案のとおり承認し、当委員会の意見を添えて回答することに決定いたします。

つづきまして、議事日程第5、「その他」の事項ですが何かございませんでしょうか。

(無しの声あり)

ご意見、ご質問が無いようにありますので、本日の日程を終了したいと思います。本日は、提案されました議案を、皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

年の瀬を迎え、一言ご挨拶を申し上げます。今年も残り一週間となりました。希望に輝くはずの令和元年は、災害に見舞われ甚大な被害が各地で発生しました。対馬市におきましても、例年になく水害が三度も発生する等、これまでに経験したことない現象を目のあたりにし、自然の怖さをひしひしと感じた一年だったと思います。暮れを迎え、皆様も日常生活が少しずつ元に戻りつつあるものと拝察いたします。令和2年が皆様ご家族にとりまして、最良の年となることを祈念致しまして、あいさつに代えさせていただきます。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第8回総会を閉会と致します。

お疲れ様でした。